

水上交通事業者人材養成助成制度 Q & A

Q 1 「水の都ひろしま」構想とは、どのようなものですか。

A 1 平成15年1月に国土交通省・広島県・広島市の三者が、「水の都ひろしま」の実現に向けて取り組むための“よりどころ”として策定した構想をいいます。

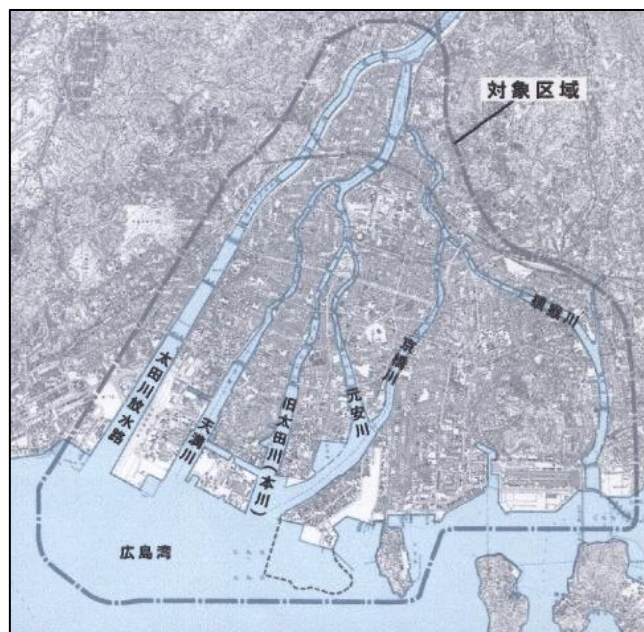
詳しくは、以下のホームページを御覧ください。

【「水の都ひろしま」構想】

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/tourism-culture/tourism/1021448/1006035/1012753.html>

Q 2 「太田川デルタ上に形成された市街地の河川」とは具体的にはどのエリアをいうのですか。

A 2 「水の都ひろしま」構想が対象区域とする下図の点線の範囲内における太田川放水路及びその派川である天満川、旧太田川（本川）、元安川、京橋川及び猿猴川をいいます。



「水の都ひろしま」構想の対象区域

Q 3 「水の都ひろしま」構想の対象区域内の海上のみを運航する航路は、本助成事業が対象とする水上交通事業に該当しますか。

A 3 海上のみを運航する航路は、本助成事業における水上交通事業には該当しません。

なお、太田川放水路及びその派川である天満川、旧太田川（本川）、元安川、京橋川及び猿猴川を発着し、海上へと至る航路については、水上交通事業に含むものとします。

Q 4 弊社では、対象の河川において新たに水上交通の運航を開始したいと考えています。助成金の交付対象となりますか。

A 4 本助成事業では、現に水上交通事業を営む事業者を対象としており、交付申請の時点で事業を営んでいない事業者は対象となりません。

交付申請の際には、船舶運航事業に係る許可又は登録の状況が分かる書類の写しの添付が必要です。

Q 5 交付決定を受けるより前に着手した事業は、助成対象事業として認められますか。

A 5 認められません。

Q 6 助成金の交付申請から交付までの手順を教えてください。

A 6 助成金の交付を希望される場合は、以下の順番により手続きを行ってください。

- ① 事業実施の30日前までに交付申請書を提出  
⇒ 水の都ひろしま推進協議会において審査後、交付決定
- ② 助成対象事業を実施
- ③ 事業が完了した日から40日以内又は3月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出  
⇒ 水の都ひろしま推進協議会において審査後、助成金の額を確定
- ④ 助成金の交付を請求  
⇒ 水の都ひろしま推進協議会において審査後、助成金を交付

Q 7 事業の実施期間が2月末日までとなっていますが、実績報告を行う時点で経費の支払を完了している必要はありますか。

A 7 経費の支払を含め事業は2月末日までに完了している必要があります。

実績報告の際には、経費を支払ったことが分かる書類（領収書等）の添付が必要です。

Q 8 小型船舶操縦者の資格取得に当たり、弊社の従業者本人（以下この項において「本人」という。）が経費を自己負担により経費を支払った場合、助成金の交付対象となりますか。

A 8 本助成事業の交付対象者は事業者であるため、本人に対して助成することはできません。

なお、本人が経費を自己負担した後、本人からの請求に基づき、事業者が当該経費相当額を本人に支払う場合は、助成金の交付対象となります。この場合、実績報告の際に、本人からの請求があったことが分かる書類や、事業者から本人へ経費相当額を支払ったことが分かる書類の写しを添付してください。

Q 9 小型船舶操縦者の資格取得事業について、一級小型船舶操縦士又は二級小型船舶操縦士のみの取得でも助成金の交付対象となりますか。

A 9 小型船舶操縦者の資格取得事業では、船長となることができる人材の養成を目的としていますので、特定操縦免許の取得を必須とします。

想定される免許取得のパターンは、以下のとおりです。

(例1) 一級小型船舶操縦士 + 特定操縦免許

(例2) 二級小型船舶操縦士 + 特定操縦免許

(例3) 特定操縦免許のみ※

※ 交付申請の時点において、一級小型船舶操縦士又は二級小型船舶操縦士を既に取得している者に特定操縦免許を新たに取得させることを想定

Q 10 一会計年度の間に交付申請できる回数は4回までとなっていますが、一人の従業者について、1回目の申請の際に一級小型船舶操縦士の免許を取得させ、2回目の申請の際に特定操縦免許を取得させることはできますか。

A 10 1回の申請において、特定操縦免許の取得を必須としますので、設問の事例のように交付申請を分けてそれぞれの免許を取得させることはできません。

Q 11 小型船舶操縦者の資格取得事業について、今年度に一級小型船舶操縦士又は二級小型船舶操縦士のみを取得させ、来年度に特定操縦免許を取得させる場合、各年度において助成金の交付対象となりますか。

A 11 A 10と同様の理由により交付対象とはなりません。

Q 12 交付申請の際に小型船舶操縦免許を取得させようとした従業者が、国家試験で不合格となり免許取得に至らなかった場合、支払った国家試験手数料については助成金の交付対象となりますか。

A 12 特定操縦免許の取得まで至った従業者について、その者に要した経費を助成の対象としますので、免許取得に至らなかった場合は交付対象とはなりません。

なお、事業の実施期間において一度国家試験に不合格となった従業者が、再試験により合格し免許取得へと至った場合、国家試験手数料を助成対象経費として二重に計上することはできません。

Q 13 小型船舶操縦免許の更新手続に要する経費は、助成金の交付対象となりますか。

A 13 小型船舶操縦者の資格取得事業では、新規に免許を取得する際の経費のみ対象となりますので、更新手続に要する経費は対象とはなりません。

Q 1 4 船内ガイドの養成事業について、研修等の講師を招へいするに当たり、外部業者へ研修業務を委託する場合、その委託料は助成対象経費に該当しますか。

A 1 4 該当します。

Q 1 5 船内ガイドの養成事業について、弊社で教材を購入し、従業者にこれを支給して自主学習させる場合、教材購入の経費は助成対象経費に該当しますか。

A 1 5 船内ガイドの養成事業では、外部講師から講義を受けることにより知識等を習得させる形態を想定していますので、設問の事例は助成対象経費には該当しません。  
なお、講義は対面形式に限定されるものではなく、オンライン研修によることも想定しています。

Q 1 6 船内ガイドの養成事業について、事業の実施期間中に実施する研修の回数に上限はありますか。

A 1 6 事業の実施期間中であれば回数に上限はありませんが、人材養成計画書においてそれぞれの研修実施を位置付けることが必要です。

Q 1 7 一人の従業者について、小型船舶操縦者の資格取得事業と船内ガイドの養成事業の両方を実施することはできますか。

A 1 7 差し支えありません。  
設問の事例については、例えば定員が数名の船舶において、一人の者が船長として船舶を操縦しつつ、同時にガイドも行うという場面が想定されます。

Q 1 8 本助成事業を活用して養成した人材は、直ちに船舶の運航に従事させる必要がありますか。

A 1 8 従業者のシフトや船舶の保有状況等の都合により直ちに運航に従事させることが難しい場合でも、近い将来運航に従事させるよう努めてください。

Q 1 9 助成金の額の算出方法を教えてください。

A 1 9 本助成事業では、消費税及び地方消費税相当額を除いた額を助成対象経費として扱い、その額に3分の2を乗じて得た額（上限120万円）を助成金の額とし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てます。

小型船舶操縦者の資格取得事業と船内ガイドの養成事業の両方を実施する場合には、それぞれの助成対象経費を合算した額に3分の2を乗じて得た額を助成金の額とします。

（例1）助成対象経費が50万円の場合

⇒  $50万円 \times 2 / 3 = 333,333円 \approx 333,000円 < 限度額120万円$   
この場合、333,000円が助成金の額となります。

（例2）助成対象経費が120万円で、別途、他の補助金として60万円の交付を受ける場合

⇒  $120万円 \times 2 / 3 = 80万円 > 限度額120万円 - 60万円 = 60万円$   
この場合、60万円が助成金の額となります。

（例3）1回目の交付申請で交付決定された助成金の額が70万円で、事業の実施を完了するより前に、又は事業を完了して助成金が交付された後に助成対象経費を90万円として2回目の交付申請を行う場合

⇒  $90万円 \times 2 / 3 = 60万円 > 限度額120万円 - 70万円 = 50万円$   
この場合、50万円が2回目の交付申請に対する助成金の額となります。

Q 2 0 人材養成計画書に記載した従業者とは別の者を養成した場合、助成金の交付対象となりますか。

A 2 0 養成する従業者を変更する場合は、「助成対象事業の内容の変更」に該当しますので、人材養成計画変更申請書を提出し、事前に水の都ひろしま推進協議会会長の承認を受けてください。この手続きを行わずして養成する従業者を変更した場合、その者に係る経費は助成対象経費に該当しません。

また、助成金の額は、最初に交付決定した額を限度額としますので、人材養成計画変更申請により養成する従業者の人数が増え、経費が増額したとしても、限度額を超える助成金は交付できません。

Q 2 1 助成金の交付決定を受けましたが、都合により一部の従業者の養成を取り止めることとなりました。この場合、人材養成計画変更申請書の提出が必要ですか。

A 2 1 「助成対象事業に要する予算を変更しようとするとき」とは、助成対象経費の予算額が1割以上変更する場合をいいます。この範囲内での変更であれば、人材養成計画変更申請書の提出は不要です。

Q 2 2 交付決定の取消しを受ける場合について、

- ① 「決算総額が予算総額に比して著しく相違」とは、どのような状態をいいますか。
- ② 「予算の執行が不適當」とは、どのような状態をいいますか。
- ③ 「助成金の額に比し過大な剰余金が生じたとき」とは、どのような状態をいいますか。

A 2 2 ① 助成対象経費の予算額に対する決算の執行率が8割以下である場合をいいます。

② 「助成対象事業に要する予算を変更しようとするとき」に該当するにも関わらず、人材養成計画変更申請を行わず、予算を執行した場合をいいます。

③ 助成金の額に対し、2割以上の剰余金が生じた場合をいいます。